

## 第7回伊賀市自治基本条例審議会 議事概要

<b>開催日時</b>	2023（令和5）年2月15日（水）10:00～12:20
<b>開催場所</b>	伊賀市役所5階 全員協議会室
<b>出席委員</b>	岩崎 恭彦（【1号委員】三重大学） 岩崎 恭典（【1号委員】四日市大学） 藪田きみ子（【2号委員】公募委員） 森本 欣秀（【2号委員】公募委員） 上田 真希（【3号委員】桐ヶ丘地区住民自治協議会） 南 徹雄（【3号委員】東部地域住民自治協議会） 田中 利也（【3号委員】島ヶ原地域まちづくり協議会） 奥澤 重久（【3号委員】西柘植地域まちづくり協議会） 岩崎 吉和（【3号委員】鞆田自治協議会） 村上 靖尚（【3号委員】阿波地域住民自治協議会） 加納 圭子（【4号委員】 — ）
<b>欠席委員</b>	菅野 祖聖（【2号委員】公募委員） 山本 正（【3号委員】ゆめが丘地区住民自治協議会） 西口 真由（【4号委員】 — ）
<b>議事日程</b>	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）見直し検討について <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治組織に関する視点（第4章）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢住民自治協議会の権能や責務の規定</li> <li>➢住民自治地区連合会の規定</li> <li>➢地域振興委員会の規定</li> <li>➢第4章住民自治協議会の節に関する規定</li> </ul> </li> </ul>
<b>議事概要</b>	<p><u>1 開会</u>                  （事務局）</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第7回伊賀市自治基本条例審議会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは事項に入らせていただく前に、何点かご確認・ご報告させていただきます。</p> <p><b>★資料の確認</b></p> <p>資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事項書の下に資料一覧を記載しておりますが、</p>

<<< 配布資料 >>>

- ・伊賀市自治基本条例審議会委員名簿
- ・資料1 第6回審議会（R4.11.30）意見一覧
- ・資料2 自治組織に関する視点（第4章）の見直し検討状況（R5.2.15時点）
- ・資料3 第4章第2節（住民自治協議会）\_新旧対照表（素案）
- ・資料4 （仮称）伊賀市住民自治協議会に関する条例（素案）

<<< 共通資料 >>>

- ・参考資料1 答申書（R4.1.31）
- ・参考資料2 伊賀市自治基本条例の一部改正（とけこみ版）
- ・参考資料3 住民自治協議会アンケート結果
- ・参考資料4 類似団体比較一覧
- ・参考資料5 伊賀市自治基本条例見直し方針
- ・参考資料6 自治組織のあり方に関する報告書
- ・参考資料7 県内他市事例
- ・参考資料8 参考法令等
- ・参考資料9 パブリックコメント\_意見一覧

資料の過不足がございましたら、事務局へお声掛けください。

**★会議及び議事録公開の確認**

本日の会議は、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱によりまして、会議を公開し、会議の傍聴を認めておりますので、本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いいたします。

また、会議録についても公開させていただきますので、ご了解よろしくをお願いいたします。

**★会議成立の確認**

会議の成立でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日、西口委員は若干遅れていると思いますが、菅野委員、山本委員から欠席のご報告をいただいております。

**2. あいさつ**

（事務局）

はじめに、当審議会の会長であります岩崎会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

—会長 あいさつ—

おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。大変寒い一日になりましたがご参集いただきありがとうございます。本日もご熱心にご議論いただければと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、以降の進行は会長様でお願ひいたします。

### **3. 議事**

#### **(1) 見直し検討について**

##### **・自治組織に関する視点 (第4章)**

- ▶ **住民自治協議会の権能や責務の規定**
- ▶ **住民自治地区連合会の規定**
- ▶ **地域振興委員会の規定**
- ▶ **第4章住民自治協議会の節に関する規定**

(会長)

改めましてよろしくお願ひします。先ほど事務局から本日の会議の成立、会議の公開について報告がありましたのでご了承いただきますようよろしくお願ひします。

議事に入らせていただく。事項に沿って議事を進めていくが、本日は自治組織に関する視点 (第4章) の部分について、集中的に審議を進めてまいりたい。前回もこの議題についてご議論いただいたが、当審議会としては、自治基本条例に関することが私どもの所掌なので、自治基本条例に残すべきものは何かというところが中心的な論点だが、ただ、協議会の組織条例に何が移るのかというところも見据えながらでないと議論が難しいということはあるので、両方見ながら、ご意見いただくということで前回も進めてきた。

(委員)

会長すみません、よろしいですか。委員の半数の出席で会議が成立ということで当然のことだが、そもそも委員が15人で始まって、第2回目で委員がやめられてすぐに、あの時私コメントしたと思うが、14人になっていつの間にか名簿もそうになっている。早急に補充すべきだと思う。今更ながらだが。いつしてくれるのかなと思った。手続き上、手間のかかることもあろうかと思ったが、まだ会議が続いている以上、それが公募委員の4人の中から欠員が出ているから公募委員から選ぶのかどうかかわからないが、条例の中にも補欠という規定があると思う。今まで伊賀市の審議会の中でも、補欠委員について補充して、ということもネットでも散見されるので、同じような扱いで、やめたから減っただけでいくようなことではいけないと思う。いろんな事情でお

休みの方は仕方がないと思うが、やはり大事な話をやっているわけだから、建前上のことも守っていただきたいということを会長にお願いしたい。

それからもう1つ。今日この自治組織の方に入っていくということだが、根本的なことで、意見を言いたい。第3条の人権の問題というのが、折に触れて集中的に話をされた時もあれば、時間不足で私だけ意見を言って終わったような時もあったが、ほぼ1年、いろんな意見があるということで答申にも出せずに、ほぼほぼ委員の中では7人ぐらいが「部落差別をはじめとする」という文言は入れるべきでないという明確な意見をおっしゃっていたように思う。お2人の方が入れるべきだとか、中間的な意見とかもいろいろあったと思うが、そういう中で副会長からも、広く市民の意見を聞くべきだということで、人権政策審議会と討論したらどうかというお話とか、あるいは議会で自治基本条例のことにしているいろんな話がいろんな議員からされているのを私も議事録を読ませていただいたが、そこで事務局側の答弁というのが、やはり広く市民の意見を聞いた上ということが何度も出されている。それで、その方法についての論議もまた話をする時があるかと思うが、色々自分なりに考えていて、本とかネット情報で、この間話されていることを見てみた。それで、今、会長も大学の『自分が暮らす地域や社会の成り立ちを考える法学』ということで、ネットで公開されているインタビューの記事があって、ここにこの理念条例のことについても明確にインタビューにお答えになって、動画も撮られている。これは一応ここの審議会で話されている、冒頭からあった理念条例というものに対する考え方かなということで自分は認識して、そこから少し考えてみた。少し読ませていただく。理念条例というのはおもしろ条例という名目で討論されていて、『おもしろ条例を扱った講義をオープンキャンパスでされていると聞きました。おもしろ条例の目的は何か。特に注目すべきおもしろ条例はどれか教えて欲しいです。』ということで、会長がお答えになっているのが、『おもしろ条例とは地域性のある興味深い条例のことです。地域の良さを発信したい、まちを元気にしたいといった目的を持って作られています。次に、条例には住民や事業者に義務を課したり権利を制限したり、違反した場合には罰則を課したりするいわゆる「法らしい条例」があります。一方で、おもしろ条例は地域の良さを発信する等のみんなで共有したい目標を設定する「理念条例」にあたります。例えば、三重県伊賀市には乾杯条例があります。』ということを出されている。これに関するインタビュー記事としては、全体は短いですが、動画にもそのあたりのことで学生にお知らせしている。私、理念条例という建前でいくのだということが審議会の冒頭から言われて、2回目に会長とプログラム規定のこととか、骨抜きにはしてはいけないと話した。今、傍聴されている何人かの議員さんも他の方も自治基本条例を取り上げて、伊賀市の憲法という言葉がもうやたら毎日飛び交う状況だ。この基本条例というのは、そのくらいの重みを持った位置づけで皆さんが認識していると思う。あくまで憲法というのは、最高法規であってそれに違反する下位の法律とか条例は無効ですよ。

(会長)

国の憲法はそういう位置づけだ。

(委員)

伊賀市の憲法ということ当てはめて、それに近いものとして考えているのかなという認識があるのだが、会長自体はこの「法らしい条例」ではない方のおもしろ条例の「理念条例」、例として乾杯条例を出すようなものがここで論議されるのであれば、私はもうこのおもしろ条例を論議するような場所からは辞めたいと思う。ただ、「部落差別をはじめとする」ということは入れるべきかどうかということについては、今回のパブリックコメントでもたくさんの意見を皆さんからいただいて、ここで論議することはなかなかできなかったが、約 30%の方が反対意見を持っているとか、遡って総合計画審議会でもほぼほぼ今の原案が固まったような経緯も全部過去の議事録で見た。総合計画審議会でも、この自治基本条例よりもっと広い範囲でパブリックコメントがとられているが、そこでも約 14%の市民から「部落差別をはじめとする」とか同和教育をするという文言、あるいはその項目を外してくださいという意見がたくさんあって、1 回だけ総合計画審議会の中でも、この「部落差別をはじめとする」という文言を入れるべきかどうか意見が出された。これは大事な問題だから、今後きちんと論議すべきだということを会長がおっしゃっている議事録も見たが、それ以降 4 回ぐらい話をされているのに一度も論議されていない。そのまま今来ている。結局私たちは市民の声を聞くと言いながら一個も聞いていないので、あえてもう一度そういうことを提案するが、副会長と、市民の声を聞く時に人権政策審議会と話をせよというようなことでいろいろやりとりをしたが、そこでやるのであれば、生のケーブルテレビを入れるとか、YouTube で動画配信、編集なしでやらないといけないということを私は言ったが、もうそれを降ろすので、別に生放送しなくて良いので、パブリックコメントを書いた人にもきちんとアナウンスして、あるいはそのパブリックコメント書いてない人も一般の人にも出られるような市民から広く声を聞けるようにして、そこで私達と一緒に「部落差別をはじめとする」ということで、これだけ時間がかかってこういう意見が総合計画審議会からも出たけども、一旦その意見をお持ちの方はどういう意見を持っていて、どういう思いでやっているのかということ进行讨论して、その結果をもって答申として出していただく。それが終わったら私はもう途中かも分からないが、おもしろ条例なりと位置づけられている「理念条例」を話すところからは外させてもらって、自治協議会の 26 条の 2 を入れるべきかどうかということは、この後論議になるかも分からないが、そこがまた別部会になるのであれば、そこにまた応募するなり横スライドして入れるなりということ、また聞いて判断させていただけたらと思う。今日は事項書を見ると、部落差別の問題に対する論議がなさそうだったので、前みたいに時間切れにならないように先に時間を取らせてもらって申し訳なかった。そのあたりの今言ったようなことのネットに出ている情報については全部自分の勉強した範

困のことは資料で持っていて、事前に事務局に言うてお配りしようかなと思ったのだが、野暮な話になるので、人数分あるので興味のある方は言うていただければと思う。

人数の検討、それとおもしろ条例に値するような、この自治基本条例の位置づけというのは、私は反対だが、あくまでもそれでいくということがもう1年も2年も前から決まって変えられないことであるならば、伊賀市の議員の方にももう今後一切、伊賀市の憲法という言い方はやめてほしい。それを事務局からアナウンスしてもらうか、議員の誰かに言うか、あるいは市民レベルで、もうこの自治基本条例は、乾杯条例と同じような位置づけのものだから、これに違反するものが無効になるような、そういう重い日本国憲法とは違うとはっきり法律の専門家が言うているのだから、そういう位置づけで皆さん認識して、また自分たちの生活を守ったり、あるいは人権を守ったりすることは別の次元で運動しましょうということを提案したいと思う。

(会長)

審議会の委員の補充の件については事務局の事情などもあると思うのでまたご相談させていただきたいと思う。それから人権の視点。これは機会が来たらまた改めて審議するということはお約束させていただきたいと思う。あと、理念条例のことについてはもし誤解があればまた後ほど審議会が終わった後、お話をさせていただければと思うが、おもしろ条例は理念条例だが、理念条例の全てはおもしろ条例だとは言っていないので、そのあたりはまた後ほど誤解を解きたいと思う。

(委員)

これはそういうふうには認識されない。

(会長)

わかりました。

(委員)

会長、元々頭の中がそうなっているのではないか。

(会長)

ありがとうございます。また後ほど誤解を解きたいと思う。

(会長)

それでは審議を進めてまいりたい。先ほど話の途中でしたが、この自治組織に関する視点を本日は集中的にご審議いただきたい。事項にあるように4点ある。

1つは住民自治協議会の権能や責務の規定。権能や責務という形の規定になっているところを市と自治協、そして自治協と構成員の関係性というような形で整理し直す

かどうかということが、前回は審議になったし、本日、具体的な条文案として事務局からの提案があるので、それについてご意見をいただければと思う。

また、住民自治地区連合会の規定、地域振興委員会の規定、それから第4章全体の規定についても委員の皆様にご審議いただくのでよろしく申し上げます。では、まず事務局から資料1と2について、これまでの経緯のご説明をお願いしたい。

(事務局)

・資料の説明

【資料1】第6回審議会（R4.11.30）意見一覧、

◆前回審議会意見について、項目ごとに整理。

【資料2】自治組織に関する視点（第4章）の見直し検討状況（R5.2.15時点）

◆4つの論点について検討状況を整理。

(会長)

前回いただいたご意見と、それからそれを踏まえると、こういうことが各論点についてのポイントになるのではないかということの事務局のまとめについてご説明いただいた。資料1と2について、ご意見ご質問等あればお願いします。

(委員)

連合会の件。全ての地域で住民自治協議会が設立された中で、連合会が必要なくなったのではないかということを言われているが、ここ10年間、私もずっと地域の振興に携わってきて、地域それぞれに隣の地域との共通課題が出てくる。その共通課題を解決するためには、それぞれの悩みを持っている自治協が情報共有をしながら解決策を探っていき、解決していく。そのためには市の力をお借りしてやっていかなければならないようなこともあるのだが、そういう立場から私は、連合会は削らずに残しておくべきだと思う。連合会を残して、それぞれの地域が関係する地域と協議していく場というのをきちっと残して、やるべきだと思っている。

(副会長)

それが自治基本条例にあるべきなのか。

(委員)

そうだ。やっぱり入れるべきだと思う。これは細かいかな。

(会長)

また、資料3、4と説明いただいた上で議論いただくのが良いかなと思うが、事務局から今の時点であるか。

(事務局)

この条例は合併時にできたので、今の想定は、旧の市町村単位の連携みたいなことをイメージしたものが連合会という規定になっているかと思うが、一方では、隣同士でなくても、共通の課題を抱えているような地域というのも当然あるだろうし、そういったところと連携が図れるとか、当然隣同士ともタッグを組むということが場合によっては必要だと思うので、そのあたりを担保できるようなものをお示しできたらなということで庁内でも検討してきた。

ちなみに、昨年度3月の条例改正の際には、自治法で担保がなくなった総合計画の規定を追加したことと併せて、広域連携の規定も追加した。1つの自治体で解決できないこともあるので、広域連携が大事だということで、市もそういうことを謳っている。形を変えれば自治協にとっても、1つの自治協だけで解決できない問題も当然これからあると思うので、そういうことにも対応できるような規定が何か欲しいのかなとは考えているところだ。

(委員)

今言われたようなことは私も承知しているが、地域を振興していくという意味では、隣の地域との協議というのはかなり大変になってくる。消防組織の改変や、隣の地域と同じように福祉を進めていかなければならない問題、また名神名阪連絡道路では、各地域との関係も起こってくる。そういう意味では、連合会を残して、そういう中で協議をしていく場というのが必要。自由にやったら良いのですよと言われれば自由にやるが、やはりそういう中にきちっと残していく。そして地域振興を、隣の地域と連携をとってやっていくことが大事。まずそこから出発していくことが大事かなと思ったので、意見を述べさせていただきました。

(委員)

私も、全体的な中で連携することが必要だと思う。現在でも、「絆づくり補助金」では、2つの自治協だけでなく、2つ、3つ集めた中で事業をしましょうとなっている。それは伊賀市ではなくて隣の連携町村も含まれることも可能だとなっていて、市自体もそのように認めていただいているということがあるかと思う。また、今年から「キラッと輝け！地域応援補助金」の中で、過疎対策に資する事業がそれぞれ単独の自治協でできるような構成になったが、過疎指定は旧町村エリアを対象としている。市だけが過疎対策をするわけではなく、「キラッと輝け！地域応援補助金」にあるように、それぞれの自治協に対してもお前ら頑張れと言っているのであれば、旧郡部、過疎地域に指定されているところが一致団結して対応しなくてはならないだろう。街中の旧市内では旧市内で団結してやっているように、同じように郡部を団結させようと思えば、自治協、まち協が連絡体制をとらなくてはいけない。連絡会とかそういう規定的



なものはなかなか条例には結びつかないかと思うが、意図はそういった連携がないとできない事業があるということ。それをどういうふうに反映させるか。これは自治の基本的な考え方の中で、小さな村なら、組や区があるように、何かそういったエリアのまとまりをどういうふうにするかということが大事だと思う。そのしくみが連絡会という一つの表現になっているかと思う。そういう面ではぜひとも残してほしい。表現は検討の余地はあるかと思うが、必要だと考えている。

(会長)

思いは大変重要なことだと思うので、その思いをどうやって自治基本条例、あるいは組織条例に具体化するかについて、またご意見をいただけてまいりたいと思う。

他にいかがか。よろしければ資料3、4についても説明いただいた上でまたご意見をいただけてまいりたいと思う。では事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

**【資料3】第4章第2節（住民自治協議会）\_新旧対照表（素案）について説明**

- ◆「権能と責務」→「市と住民自治協議会」、「住民自治協議会と構成員」の関係性。
  - ・「市と住民自治協議会」・・・26条、27条
  - ・「住民自治協議会と構成員」・・・24条

**【資料4】（仮称）伊賀市住民自治協議会に関する条例（素案）について説明**

- ◆他自治体条例、地方自治法の表現を参考に素案作成。
  - ・5条・・・協議会の役割、構成員との関係。
  - ・7条・・・取り組む主な事業を列記
  - ・8条・・・協議会から市への提案とそれに対する市の行動。

(会長)

では、また改めて事項をご覧いただきたい。できましたら事項に沿ってご意見をいただけてまいりたいと思う。1つ目は、住民自治協議会の権能や責務の規定に関する点。この点は今回、「市と自治協」それから「自治協と構成員」の関係性という形で整理してはどうかということについて事務局からの提案があった。

具体的に言うと、市と自治協との関係については、自治基本条例の新しい26条で担保される。また、自治協と構成員との関係については、組織条例の5条や8条で担保される。このような具体的なイメージとともに提案いただいている。このことについてご意見、ご質問などありましたらお願いします。

(委員)

26条の2がなくなって、今回、素案で提案された組織条例の5条と8条になるとい

うことで、提案だが、一度この26条の2が上程され、平成24年6月20日に集中的に総務常任委員会で審議されて、その時の議事録も何度も読んで、以前興味ある人と勉強会もして、『こういう形でこの部分が議会で削除されてしまったな、こういうものは民主的な組織だったら本当は必要なのにな、伊賀市の求める方向と違うような形で議決されちゃったね』というようなことで、非常に覚えているのだが、そのあたりの経緯のこともたった数ページの議事録だから皆さんに資料提供していただきたいと思う。その時の市議会議員が28人いて、24人がこの26条の2は削除せよという意見で、3人が削除してはならないという意見。当時賛成・反対した議員も今、議会で残っている方は5人しかいないので、ほとんど入れ替わっている状況があるが、メンバーが変わっても、またこういう条例変更案という重要な部分については議会で慎重な審議がされると思うので、過去にどういう論議がされて当局側がどういう対応をしたかということは知っておく必要があると思う。だから資料は提供していただきたい。

それから、26条の2の第1項については組織条例5条の第2項に書かれてあって、8条で「当該組織の決定を経て提案を行う」となっているが、26条の2の第2項の、「規定に基づく権能を行使する場合は、会員への情報提供および情報収集を行いその協議過程を公表し、決定した内容を地域内で情報共有した上で行使しなければならない」ということとか、「・・・機会を設けなければならない」（第3項）、「・・・説明責任を果たさなければならない」（第4項）という、至極真つ当な文言案がどこにも出てこないということについては非常に問題が多いのではないかなと思う。平成24年の議会でも当時、このあたりのことについて、住民自治協議会の役員の方に相当な負担をかけるのではないかと、どこからこの案が出てきたのかということで大分追及されているみたいだが、確かに住民自治協議会の役員にとっては、情報共有しなさいとか説明責任を果たさないといけないよということは、一方では言葉を聞いてみると、厳しい話かもわからないが、こんなものほどこの会社でも、例えば住民自治協議会ではない区長会とか、区の話とか当たり前の話で、これがなされていなかったからとんでもないことになってくるということ。当たり前のようになっているのがなぜ以前の提案で書かれて、今回これから話をしようという時に削除されたような形で出てくるのかなということも、それはそういう時代なのかもわからないが、非常に甚だ疑問ではある。ただ、私は今、臨席されている住民自治協議会の会長や副会長という立場ではないので、現実的にその重みの部分について、自分もその立場にあるということではないので、またそのあたりはご意見をお伺いしないといけないが、日常生活の上で自分が属している会社や、会社の責任を持っている分野というのは、これは当たり前の話で、学校でもそうだと思うが、このあたりを抜きにしては、公平な形の地域住民を代表、包含する形の組織としては成り立たないものだと思うので、これを削除して提案されるということはそもそも議論の土台としておかしいのではないかなと思う。取りまとめると、この26条の2の文言は非常によくできた文面なので、別条例にするにしてもそのまま移行して、凝縮した形で条文化すべきではないかなと思う。

(委員)

26条について意見を述べさせていただく。現行の26条に基づいて自治協は、地域振興、開発事業等、地域にある企業と一緒にいろんなことを進めている。この26条の中で、やはり当該の住民自治協としては、第5項の「提案、同意、決定に必要な情報を求めて」、そして質問に対して、ぜひともきちっとした回答を行政からいただかなければならないと思っている。だから、市長もいろんな開発事業とか地域振興するのに、26条の第3項にある「地域の同意を求めるものとする」ということをぜひとも残していただかないといけない。今、開発事業で地域と企業と県と市、4者がいわゆる協定を結んでいる。その協定に基づいて現在もそれぞれの関係者と打ち合わせをしながら事業を進めているが、そういう中でいろんな問題が発生してくる。それがこの26条を残すことによって、それに基づいて私も進めさせていただくが、これが組織条例の8条へ全て移行するというのであれば、「尊重するものとし、・・・適切な処置を講じなければならない。」だけでは駄目だ。きちっとした何らかのものを示す必要がある。示すことが26条に書かれていると私は認識しているので、そういう意味から、26条の条文については、移行するにしてもどこかにこの事をきちっと残していただきたい。でなければ、地域が責任を持って地域振興を進められにくい。事業者、企業から、押し切られていく心配がある。こちらも地域を守るという立場で、ぐっと押し返したり、また、企業やそういうところへ提案していく。そのために行政としてはきっちり我々のところを守っていただきたいと思いますとも思うので、私はそういう立場から、26条は残すべきで、どこかへ移すにしても必要だと思う。

(委員)

補足させていただきたい。この26条の2の特に第2項、規定に基づく権能を行使する場合、会員への情報提供、事前のアナウンスとか情報収集を行って、協議過程を公表し、決定した内容を地域内で情報共有した上で行使しなければならないという、どこの区とか集まりでもやっているようなことを書いてあるが、これが自治協にないために、私が知っている範囲で2件、1件は自治協、もう1件はまだ自治協になる前の自治組織に対して、裁判が起きていることを確認した。これが市の条例として住民自治協議会に対する最低限のルールとしてこれをやりなさいよということであれば、それを外したような行動というのはやはりできないので、そういう裁判沙汰になるようなこともないと思うので、追加で申し添えておく。

(会長)

ここで事務局から回答を求める。論点は2つあったかと思う。26条の2の特に2項、3項、4項。こういった部分がどこで担保されるのかということと、それから26条について、提案についての規定はあるが、その提案に先立つ情報の提供。このあたりの

ことはどう担保されるのかということが、主な論点だったかなと思う。こういう担保の仕方を考えているということについて事務局のお考えがあれば伺えればと思う。

(事務局)

まず前提として、今回このたたき台を示させていただくにあって、26条と26条の2というのは、対になる関係にあるのかなということで、特に26条で市へ何らかのアクションを起こす時はそのアクションを起こすことに対しては、きちっと構成員との間で合意形成を図られた上で市にアクションを起こして欲しいということは必要だろうと考えている。その時に、26条と26条の2のような表記の仕方、権能と責務という形で表記するのか、今回示させてもらったように、それぞれの市と自治協との関係とはどういう関係か、あるいは自治協はそういう市との関係を築いていくにあたって構成員との間でどういう関係であるべきなのかということを示すものにするべきではないのかというようなことで、今の案をたたき台として示させてもらっている。そのトーンをどうするかということは、この審議会でもしっかりご議論いただきたいなと思っている。ですので、今、委員がおっしゃったように26条の2の中の載っていない部分はどうかという話は当然出てくるのかなと思うが、一旦整理したのは、市へのアクションの際のそれぞれの構成員に対して担ってほしい、最低限やってほしい役割については26条の2の規定を何らかの形で残さなくてはいけないのかなということ、自治協の中でそれぞれの構成員との関係性においてちゃんとしてほしいなと思うことは、当然自治協さんの規約内できちっとそこは押さえていくべきことかなという考え方のもとで整理してきた。それから裏返して、26条の本体へ残すべき条例は、市と協働の関係にあるという書き方で案では示させてもらっている。そういう関係性にあるということを書いていくので、自治基本条例の方で規定すべきことというのは、パートナーなのだよということを確認する条文にしたいなということで提案させてもらっている。それと、先ほど委員からもあったが、何か質問があったら回答しないとイケないではないかとかは確かにそうなのだが、当然のことかなということもあって、どこまで規定として残すのかということは、今後もこれは絶対欲しいということであれば、そういうものも考えていかないといけないと思っているが、総合計画をつくる時に、みんなの意見を聞かないということも当然無いのかなと思うし、自治協であれ、何らかの会であれ、何か市に対して問いかけがあれば、市はそれをほったらかすということは、そもそもないのかなということ、回答は普通しているという感覚で整理している。こういう権利を行使するからこういうふうに対応するというよりも、一緒に地域の課題解決するまちづくりの仲間なのだということを自治基本条例では謳いたいなということで提案させていただいた。

(委員)

26条の規定だが、現行の提案、同意、決定あるいは質問。これは自治協にとっての

盾であり矛であったと思うが、全国的にも非常に注目された。このようなものができたということで、その当時は非常に注目されたと思うが、実際に運用する中で、果たして、こういう文言ではあがっているが、実際どうだったのか。26条を見ても市長から別段諮問というものもありませんし、私の出身の地域で、大きなこととして起こったのが、支所の廃止問題。その際にも、この権能は結局何も使えなかった。同意権というものを一回言ってみたが、該当しないということで蹴られてしまった。このたびまた温泉施設の問題も起こっているが、これについても、住民自治協議会としては当事者ではなかったが、質問権があるので質問権を行使しようと思って2度質問している。2度質問したらそこで拒否されてしまった。質問についてはもう一切受け付けない。何かこの自治基本条例に規定されていることと実際に市の姿勢というのは、齟齬があるのかなという気がした。今回の案では、26条の4つの権能について組織条例へ移ったと思う。「提案等」になってしまっているが、少しトーンが落ちてきている。やはり無理なことだったのかなというふうな形で見えるのだが、この4つの権能については8条のところで「当該組織の決定を経て市に提案等を行うことができる」だけになってしまっているが、このあたりについても、今まであった同意、決定、質問という部分の扱いがどのようになってしまったのかなという、非常にそういうことの、本当の初めのところの疑問がある。

もう1つは、住民自治協議会と市との関係。今、全てのことについて包括交付金という形であったり、あるいは何かの情報の提供であったり、連絡であったり全て自治協を通じてという形になっている。でも、その関係性というのはどこにも規定されていない。ここに書いてあることはまち作りが中心で、その中で市の関係性を謳っているが、今、実際にまち協の立ち位置としては、支所が当然今はあるが、支所のやるべきことの一部をまち協に担わされているような、そういう状況になっている。そのことについての規定が全くここには無いので、現実にはまち協を通じていろんな配布物があったり、お金のやりとりだったり、あるいは何かこちらから要望する場合も、まち協を通じてやりなさいと、一般的に自治活動の中で行っているようなことを取りまとめて、それも市との関係性の中でまち協の役割が一定持たされている。そういうことを考えると、そのあたりの市との関係性というものは全くここには反映されていないので、住民自治協議会の立ち位置というのが、地元の中で一体どうなのだということが意見として上がってくる。確かにこの基本条例については理念条例として普遍的なものだけ残して組織条例へ外出ししていることはわかるが、そういった基本的なことがどうなのか。これを見ていると、まち協の立ち位置というものが何かわかりにくいなという気がする。いずれにしても、今まで私も2回、そういう大きな問題にあたって、今2回目の問題の温泉施設については解決していませんが、住民自治協議会としてこの権能は全く意味をなさなかった。実効性が全くなかった。何のための規定だったのかなという、実感としてそれは思っている。せっかく形は作っていただいているが、一番びっくりしたのは質問の拒否だった。実際そういうことをされたので、

何のための条例なのかなと、そういう疑念をいただいた。

この外出しの条例をもとに私たちのところも基本的な規約自体を今、見直しをかけていて、そのために、改正される基本条例を待っていたのだが、これだけ見ていると、何かこれをもとに作れと言われてもなかなか具体性がない。住民自治協議会の活動自体は今までは基本条例をもとにしているといっても、基本条例はそういうものではないだろう。外出しした条例をもとに活動していきたいという気持ちはあるが、何かこれを見ていると、もう少しきめ細かさ、具体性があつた方が良いのかなという気がする。市との関係性において、立ち位置をもう少し明確にした方が良い。26条の2の話がされていたが、当然、合意がなかったら外へは出せない。そんなことは当たり前のこと。これをもとに我々はきちっと新しい規約を作りたいと考えているので、もう少しそういったものにしていただけたらと思う。

(委員)

26条の2は、その意図は残すべきという立場から発言させていただく。地域でもいろんな案件について、全員賛成をもとに進めていくわけだが、なかなかそうはいかないものがある。例えば物の見方、考え方に関してするものについては、やはり一定程度、絶対反対だと言う地域の方がおられる。その中で組織として一つの方向性を出そうと思えば、最終的に民主主義の力というか、多数決で決めなくてはならないが、そういう場合であっても住民は不満を抱えたまま、全体の村社会の中で進めていこうという中で、どう解決したら良いかということはものすごく私たちは悩みを持っている。開き直れば罷免されたら良いではないかということもあるが、そうはいかない。そういう面では、いろんなレベルでは反対もあるだろうが、やはり地域が話をするということは情報公開なり、そういった資料提供をすることによって合意形成が少なくとも出来る方向であるならば、やはり規定すべきだと思っている。そういったバックボーンで地域としてまとまって一つの意見を出した、提案したということであれば、それを市が真摯に受け止めていただきたい。具体的な例として、支所の廃止問題で、私たちは支所を残してくれ、そしてもっと支所を強化してくれ、支所の機能、権能を付与してくれと言うことで請願という形になったが、結果を見れば窓口としか言いようがない支所の状況だ。それは、私たちの意見を聞いてくれたわけではなく、形だけ残したような格好だ。ですから、8条で市への「提案等」とうまく逃げておられるが、もう少し具体的にしても良い。特に2項で「必要があると認める時は、適切な処置を講じること」とあるが、こんなことは当たり前のことではないか。これも今言った支所の廃止問題で、答えが結論として返ってきたが、それが適切な措置だったか。私たちの思いでは適切な措置ではなかった。話し合う機会は何回かあったが、それ以上に議論を尽くしたことがなくて、地方自治法の改正があつたという流れの中で気づけばこのような状態になっていた。最近の例で言えば、過疎地域の指定においても、先に指定された地域があり、その後3地域が追加指定された中で過疎計画を作りましょうと

なって、最初は1つの先行地域だけの計画だったわけだが、エリアを広げる時に2回ほど意見交換をさせてもらった。けれどもそれが、蓋を開けてみれば、どうだったか。「キラッと輝け！地域応援補助金」の1つに過疎対策に資する事業と言う項目が増えたが、それはこれまでの地域振興事業にかぶせて、同じ器の中で泳ぎなさいということ。今までから私たちは過疎対策をやらざるを得なかったわけで、元々やってきたわけなのに、その中でまた泳ぎなさいということであればこれは制度の矮小化だ。そういうことで、26条の2の自治協にとっての責務は、協議を十分しなさいよということでそれは当然のこと。でも市にとっても、それを十分尊重せよということが必要。私たちのことも規定されるから市のことも規定する。それをもう少し詳しくお互いに規定すれば、私たちも逃げられなくなる。うやむやで役員が決めたのではなくて、みんなで決めたということはそれだけの努力は必要。ですから過去に、役員に過剰な負担がかかるのではないかという意見があったが、それはそれだけ説明責任を尽くそうと思えば当たり前。やはりそれは役員としては、過剰な負担になる。けど、市にも同じように、過剰とは言わないが、適正な負担を求めたいと思う。

(委員)

組織条例の8条「市への提案等」のところで、「協議会は当該区域において行われる住民生活と関りの深い市の事務等について当該組織の決定を経て市に提案等を行うことができる」とある。文章としてわかりにくいのだが、これはどういう意味か。市が行うべき事務について自治協の決定を経て、市に提案等を行うことができるというのは、市の事務執行の中で何か提案できるという意味合いか。

(会長)

事務局としても検討中のところもあるかと思うが、何かお答えできることはあるか。

(事務局)

今回、素案としてお示しているご指摘の第8条の第1項の文言だが、基本的にはこの「提案等」について、現行の自治基本条例第26条の文言を踏襲する形で一旦お示しをさせていただいてあるということでご認識いただければと思う。

(委員)

要は、市が何か行う場合においての、それに対する提案ができるということか。ここに「決定」という言葉が出てくるが、この「決定」は、現行の26条の「決定」とは違うと思うが、これは市が提案してきたことに対して自治協が決定するという意味ではなくて、これは組織内決定の話か。

(会長)

そうですね。

(委員)

これも現実の話であったが、温泉施設売却の時も、こちらに対してあまり情報が入ってこなくて、最終的に入ってきたのは10月末に報告という形で入ってきただけだった。ですから、提案することもなければ、同意することもできずにそのまま進んでいったという状況がある。それを見ても、いかにこの自治基本条例が、実効性がないかということを感じたのだが、もう少しこのあたりを強化していただかないと、一体、自治協議会としてどういう形で市と向き合えるのか。同じ方向を向いて同じようにまち作りを進めるにあたって、権能をいただきながらどういう形で市と協議ができるのか。この8条だけ見ると、協議したり、あるいは賛成すべきところは賛成する、協力すべきところは協力するという、そういう形がとりにくい。もう少しそういうところを具体的な形、あるいは4つあった権能はどこにいつてしまったのかということも含めて、しっかり見直していただきたい。

(委員)

うちはこの自治基本条例について少し意見を戦わせたことがあるが、このぐらいで良いのではないかと。ただ、地域の問題は地域が解決せよということがあるが、なかなか難しい問題もある。その時は市の方でお知恵をお借りしている。文言は、前は「意見」とあったが、これが今この中には入っていないので、どうかなと思っている。もう一つは、連合会は年に3、4回会議をやっている。皆さんいろんな意見を出してくれるが、皆その中で解決していこうということが我々団結の組織だ。支所が友好的に私たちの応援もしてもらっているので、非常によろこんでいる。基本条例のことについては、役員と相談したが、今のこの状況で良いのではないかとということになった。

(委員)

今、委員から発言があったことは非常に重要なことで、そのことだけでもまた論議を深める時間が必要だと思う。別に、行政の対応の非難とかいうことではなく、事実関係として押さえていく必要があると思う。それがこの条例を作る土台になると思うので、また別途お願いしたい。

それから、この条例についてのこういう素案が出てきたり、いろんな意見が出てきたりすることについて、方向性の違いが大きくあるとあっていて、伊賀市議会議員の方が伊賀市の憲法ということが多用されることについては、会長、副会長は多少違う意見をお持ちだと思う。憲法という位置付けになると、その下位のものは無効になるということでは、先ほどの表情を見ていると、そこまではないのだという意見をお持ちだと思う。だけど、議員の方が伊賀市の憲法という文言を使って、非常に重要なものであると、伊賀市の要だという言い方をする思いの中には、一応ここで謳われた、



それが理念であっても大きな事柄というのは、多分日本国憲法というのは住民とか主権者を縛るものではなくて、国とか政府とか権力者を縛るものであって、他の法律は全部住民とか、市民を縛る規制をかけるものだから、唯一残された部分がそういう形であるということ、結構心の中で共有しながら、そういうふうに思っているのではないかなと思っていて、実際にお話した時でもそういう意見をお持ちだった。それで、住民自治協議会は個別の主権者である住民ではないが、ちょうど市と住民の間组织的な組織かなと思う。そこがある程度、住民からすると、きちっと仕事をしろよと、ちゃんと情報はくれよという意味で縛りはかける必要があると思う。これは委員もその職にありながらその事を当然だとおっしゃっているのは意見に同意する。もう1つ、委員がおっしゃったような話からすると、伊賀市の一番主権者の負託を受けて二元代表制の中の大きな権力者というのが市長であって、もう片方は議会。その市長を縛るものというのが一応文言ではあったかもわからないが、全然機能してないということ。先ほどの委員の意見はそうではないのか。

(会長)

全然かどうかは、検証が必要だと思う。

(委員)

事実がわかるとかわからないとかそういうことなのか。また聞いていただきたい。文章でも出ている。私、見ましたが、市長が「なお今後このような質問はしないでください」と書いていた。それだけでも議会が紛糾するぐらいの話だ。どれだけ意見が違ってても何を住民に対して、もう今後同様な質問はするなか。誰か市役所の方で止めることはなかったのか。この人たちは関係ないか知らないが、もうそんなものは行政の体をなしていない。だから、言いたいことはそういうことは世の中いろいろあるでしょう。首長が替わったらいろんな方針も変わるわけだし、良い時も悪い時もあるかもわからないが、最低限このルールだけは犯してはならないというボーダーラインを、権力を持っている人間に対してどこがでかけておかないといけない。たまたま、今、皆が伊賀市の憲法だと言ってきた基本条例があるので、その機能を持たせることは当然必要だと思うので、その論議をすれば良いと思う。事務局から出てきたこんな素案というのもやはり僕らが作ったものではないので、市役所の職員の方は、本当は市民、主権者の方を見て仕事をしないといけないのかもしれませんが、そんなことは建前の話で、現実には市役所の構造の中からはなかなかみ出したことはしにくいかもわからないということはよくわかるが、極端な話を言うと、答申もパブリックコメントも、全く法的拘束力がないですね。

(会長)

ないとは言えない。尊重する義務がある。

(委員)

ないとは言えないって、ありますか。パブリックコメントなんか、こんな意見がありましたというだけで何もここで論議していないではないか。時間の問題とかいろいろあるかもわかりませんが、本当はここで論議しないといけない話だ。1つの課題については、数の上だけでも大きな違いがあることも見てとれる部分もある。

このことについては新たに出た問題だが、今、住民自治協の役職をされている方の生の発言として、自治基本条例を大きく変えていく時の大きな題材になると思う。まだまだこれは論議すべきだし、過去の議会でどういう討議がされていたかも踏まえて、これもまた自治協の方からいろいろ意見も出ているようだから、広く市民の意見を聞くというか、今、ご出席されている代表格の方に加えて、意見をお持ちの方は出た上で、住民もあるいは自治会でずっと役職されている方も納得いくような形の妥協で良いと思う。市当局側と妥協できる範囲のことを煮詰めていけば良いと思うが、今出ている素案はもうこんなものは骨抜きというか、今のような話を聞いていると、極端な話、こんなものだったら自治基本条例はなくても良いようなことにもなりかねない。だからそうはならないように、いわゆるこのことを論議する審議会というのか、別立てでやるのか、ここでやるのかまた決めていただいて、その形の中で自分も意見を言わせてもらったと思うが、とにかく、最後に市長とか、そういう市として、主権者に対する多大な権限を持っている力に対して、暴走しないように縛りかけることは、いくら理念条例であっても、自治基本条例の中で必要だと思う。

(会長)

資料4の協議会に関する条例の、特に市と自治協との関係については、もう少し具体的な定めが必要なのではないかということがご意見の大半だったかなと思うので、またご意見を踏まえてご検討いただければと思う。この協議会の条例には市と自治協との関係に加えて、協議会の役割や協議会の事業などについての定めもあるが、こういったところはお覧いただいているかがか。

(委員)

7条第5号。これは不要だ。というのは、1号から4号、さらに6号、7号が全てを言っていることであって、基本条例の方で地域課題の解決とかを謳うなら良いが、組織条例の中では、必要ないかなと思う。

8条の第2項の「・・・必要であると認める時は適切な措置を講じなければならない」、これはものすごく抽象的なので、少なくともこういう具体的条例についてはもう少し具体的に欲しい。イメージとしてどんなことを例示的に思われているか聞きたい。

それから9条第2号の協議会への財政支援。組織への支援であれば、包括交付金が伊賀市としては唯一のもの。それ以外の「キラッと輝け！地域応援補助金」とか「絆

づくり補助金」については、個別事業の補助金で、これはまちづくり計画に基づいている。包括交付金は、組織運営のために必要なもの。それは区長とかの支援とか、役員へのお手当てもあるが、そういう包括的な組織運営のための支援。それから、まちづくり計画の事業的な支援ということで1項目追加していただければと思う。

11条の協議会の連携については、共通する地域課題、はっきりとまちづくり計画と言ってもらっても良いかと思うが、私はそれこそが自治協の憲法だと思っているので、複数の協議会が連携ということであれば連携する組織も市として認めてもらいたい。自治協が届け出をすることによって市は交付対象にするのであれば、連携したものが届け出をすれば、市として認めてもらって、その組織に対して支援する。今でしたら「絆づくり補助金」の欠点は、それぞれの自治協が合同してやってもそれぞれの自治協が持ち番ですることしかできない。全体としての運営というのが必要な物があるかと思うので、それを一つの補助体系にするということが必要かと思う。11条にそういった文言を加えていただきたい。

さらに11条に8条を準用した文言を入れていただきたい。連絡会なのか、協議会と言うのか名称はともかく、そこで地域の共通した課題、これは郡部だけに留まらず、街中もあれば田舎もあるが、そこが提案したことに対しては誠実に対応していただけるような文言を入れていただき、小さなところでは8条で、大きなところでは11条で意見を述べることができ、答えをいただくことができ、またそれを市の行政運営に反映させていただくというシステムが必要。ただし、その時には、連絡会で全員の一致というのはそれこそ難しいところがあるし、概ねでいかないといけないので、そのあたりの文言は単独の自治協よりは合意形成は緩やかにしていただかなければならないかなと思う。

(会長)

ご要望は大変具体的でいずれも重要だと思う。条例はどうしてもあらゆる事態を想定しながら抽象度を高めていくようなところがあり、ある程度今おっしゃったことは8条や9条で対応できるのではないかと思うところもある。ただそれを分けて明記することが重要だというご意見だと思うので、そこも踏まえて、ぜひまた事務局で、この8条や9条のような一般条項で包含しているという理解でいくのか、それとも具体的に分けて規定するのか、そうしたことをまた次回に向けて、ご検討いただくと良いかなと思う。

(委員)

組織条例はやはり具体的なところを述べていく方が良い。そういう面で外出した意義があるかなと思う。

(会長)

他にいかがか。5条の役割や7条の事業、こうしたところについてのご意見と、それに加えて11条。11条は、住民自治地区連合会。これは、事務局の論点のまとめだと、複数区域に跨る地域課題の解決を図るための仕組みとして何かそれを担保するものがあると良いのではないかということで、それを担保するものが提案では11条だと思うが、この担保の仕方についても含めてご意見いただければと思う。

(委員)

7条第5号については削除しても良いと思うが、この協議会について、よく我々のところでも持ち上がる話題だが、協議体を主体とするのか、どのあたりまでを事業としてみるのかという問題がある。実際には言葉で書くと、「何々に関すること」で終わってしまうのだが、果たしてそれは協議をして、何かそういう協議の結果を出す。それをもとに具体的なことは住民がやっていくのか、あるいは、協議体自身が何か事業を展開してくのかというところで非常によく意見が分かれるところがあって、そのあたりのことを何か具体的な形で規定していただくとありがたい。住民自治協議会は協議体なのか、あるいは事業体なのかというところが非常にあやふやなところがあって、それは両方できますよという話であれば、両方あげていただいたら良いが、果たしてどのあたりまでできるのか。例えば収益事業をして良いのかどうか等、そういったことも含めてもう少し具体的にさせていただいた方が、実際の活動としては、やはりそういうものがないと、どこまでいけるのかわからないということがある。

(会長)

今の委員のご意見に対しては、条例を作った当初どういう思いを込められたのかということも含めて副会長にご発言いただくと良いかなと思う。

(副会長)

資料1の3番で11月30日の審議会で今ご発言いただいたように自治協は事業体なのか、協議体なのかというご質問、意見をいただいて私の方からこれは両方ですよという言い方をしている。ですので、それからあまり変わりはないが、協議をするということがまず必要だということ。そのために、自治会だけでなく地域に関わっている様々な団体が集まって、まず協議をする。そしてその協議をしたことをベースにして、具体的に事業をしていく。その事業をしていく時には、当然のことながら、住民自治協議会が主体になるものもあれば、個人がやらなければいけないものもあるし、それから、どうしても金を稼ぐ必要があるとなればNPOを作れば良いし、あるいは協同組合を作れば良いし、そこのやり方はすごく自由だということがこのまち作り協議会、住民自治協議会の基本だろうと思っている。だからその自由度を確保しなければ。今日ずっとお話をお伺いしていて、個別具体的にいろいろと書き込むことが必要かなということをおっしゃるわけだが、それをガリガリ書いてしまうと私は動きがと

れないのではないかなと思う。むしろ、バクッとやって、そしてあとはそれぞれのまち協、住民自治協議会でローカルルールをもう一度作るという話で私は良いような気がする。例えば先ほどもあったが、協議会の連携組織について、第11条の2項で協議会の広域の連携の仕組みも作れるようにした方が良いということ、それは有りうると思っている。ただそれは有りうると思っているが、その時の合意形成を緩やかにするというようなことは、そもそも合意形成とは何なのか。それを組織条例で書くのかと言ったら、これを書いてしまうと、それ以外は合意形成とは認めないみたいな話になってしまうわけだから、私は、それはかえって縛ることになるのではないかなと思う。ですから、今日いる皆さんのご意見というのはわかるし、それから、先ほどお話があったように、市長がどういうふうに言ったということを議論するというのもそれはありだと思うが、では、それをしないためにどうするのだということ、例えば市長は発言に気をつけろとか、そういうことをどこまでこの条例の中に入れていくのか。

(委員)

そういうことを言っているのではない。それは誰も言っていない。

(副会長)

だからそれを議論するのは、私は、この条文に反映させるというこの場からいうと少し違うのではないかなというふうに思う。ただ委員がおっしゃるように、いろんなケースがあって、なかなか意見の通じないというようなことがある。それはあったらと思う。ですからそれをどう担保できるのかということを条例の中で書くことは必要だろうと思うが、個別事例で、全然回答がないのだというのは、これをどうするかということ、まさに政治の世界の話。だから議会の話であって、それで住民自治協議会として、ではそれに対するどういうふうなことが言えるのかということ、これは住民自治協議会の中で議論を重ねてそういう発言に対して住民自治協議会としてこういうふうな反論を書いて、そしてそれをちゃんと市に出して、そして市がそれに対してちゃんと反応するような仕組みがまさに自治基本条例の精神の部分だろうと思う。だからそれを、こういうことがあったからこういうふうにしなくちゃいけないということで、事細かに書くと、私はかえってそれを縛っちゃうことになるのではないかなということ、今日ちょっとお話として思っていた。

(委員)

副会長がおっしゃることは大変理解できるが、一番はじめにおっしゃられた資料1の話で、副会長がおっしゃっていただいたようなことをもう少し抽象的でも良いが、何かこの中に入れていただきたい。今は何もないので。

(副会長)

ないこともないような気がする。

(委員)

どこに入っているのかと思って、自主的、主体的に取り組むと言われても、役割にも入ってない。

(委員)

今、副会長が言ったことは納得できない。あまりにも話を矮小化し過ぎだと思う。それと、一部事務局からもあったが、ローカルルールの方で決めていってはどうかということは論議としてはあると思う。ただ、今の副会長の意見だったらローカルルールの方に外出しにして個別の方についても、個別具体的なことをたくさん書くとそれ以外のことはできないとか、そんなことはないと思う。言っている意味はよくわかるが、この26条の2、こんなことはすごくシンプルな話だろう。ちゃんと情報共有しなさいとか。どういう意見をお持ちかわからないが、ぐちゃぐちゃになるからあまり細かく書かない。それは間違いです、はっきり言って。この程度のことは書くべきだというのが、どう読んでもそういうふうにしかならない。これがこういうふうには、素案として改変されたのであえて言うが。まず、こういうことをしますよという情報共有するというのも、会議に対する回覧とかいろいろなことで今、区長の方では既にされている。一部自治協とか自治協になる前の組織で、何か問題があるようなこと、許認可をするようなことをする時に、十分な説明をせずに、会議をやったことにしていることが世の中よく起こる。この伊賀市でもおこった。その時に訴訟が起こっている。訴訟まではなっていない案件というのはたくさん聞いたことがある。だから、この26条の2というのは、その時は議会で外された後だが、これは大事な話だよなと思ったわけです。いろいろ言わんとしているようなことはわかるが、一括りにして、個別具体的なことを書くとぐちゃぐちゃになるから包括的な規定でいって、あとはローカルルールをもう一度作るという話は、そういうまとめ方では納得できないということ意見を言わせていただく。ローカルルールとしてやろうとした時にも、この26条の2が概ねこのぐらい書いて全然問題ないのではないかなというふうには個別には思うし、自治協の代表者の方も強くそのあたりは責任感を持ってご発言されていたことも受けとめた。

(会長)

何をどこにどれだけの具体性を持って書いていくかということは、正に今議論を重ねているところだと思うので、引き続き議論を深めていきたいと思う。

もう1つ論点があり、地域振興委員会の規定について。これは事務局のまとめだと、協議会が解散等をした時の対処方法について検討するということだが、組織条例の方で言うと、9条の第3号。協議会の運営や事業の実施に係る相談及び助言、という形

の支援があるが、そういう運営が立ちゆかなくなったらどう支援するかというところも当然含まれてくると思うので、今回、提案の組織条例の方で言うならば9条の3号がそれを担保するものかなと考えるが、この点についても、委員の皆様からご意見ご発言等あればお願いしたい。

(委員)

9条の第3号でそのようにも読めるということは、私はそこまで思っていなかった。それこそまさに別の意味でのローカルルールに相当するので、やはりそこは書けないかと思う。解散するにあたって、それぞれの地域でやむを得ない事情があるかと思うので、それ自体は想定できるものはなかなかない。想定できるくらいなら解消できる方法も見出せる。そう読むということであれば、やむを得ない。逐条解説が一つの担保になるのかなと思う。

(会長)

私もそこは同感で、解散というのはなかなか生々しい話なので、条例に置くというのはちょっとなじみにくいかなと思っていて、ただ、そういう思いを込めた条文なのだとすることはちゃんと記録としてとっておく必要があると思うので、委員がおっしゃっていただいたように、おそらくまた改正があれば、逐条解説みたいなものを作られると思うので、そういうところでしっかりと書き込んでおく、書き留めておくことは重要かなと思っている。

(委員)

なぜ解散のことを条文で書くのがなまなましいのか。当たり前の話だろう。人間がつくる組織なのだから。つくります、解散しますと書いておくのは当然だ。

(会長)

市の組織条例で書くべきことなのか、それとも各協議会の規約で書くべきなのか。

(委員)

では、市の組織条例とはそもそも何なのか。そんな崇高なものなのか。理念条例の事からしても何か意見が違うのだが、そんなものは当たり前の話だろう。明文化したいいわゆる法令のことを論議しているわけだろう。明文化されてないものでやっていこうよという話ではないだろう。

先ほどそういうニュアンスだったかわからないが、事務局が言っていた、皆、地域の中でやっていこうよというような感覚でということは、それこそ本来的なローカルルールで、地元で培ってきたもの、別に書いたものではないけど、住民同士がそんなものは当たり前ではないかというようなことで成り立っている地域社会のごく小さい

単位というものを拡大したもののイメージがあって、私は、それは非常にシンパシーがある。何でも書いたものでやるのではなくて、そんなものは人間の道理として当たり前ではないかということがいっぱいあって、ただそれだけでは人数が多くなってくると進まないから書いたものにしていこうかといって、日本の場合は明文の法律ができていったわけだが、市の基本条例の中に解散について書くことはなじまないというのは、それは会長の個人のお考えだろうが、私は個人的には、なぜそれを書くべきではなく、個別の方に書くのか、何か基本条例を神聖化しているような変な感じがして非常に気持ち悪い。

(委員)

自治協、まち協はどんな立ち位置かという認識の違いもあったかと思うが、私が思っているのが、田舎なら、区とか木場協議会とか、それは地縁団体で解散できない。ですから、その上に立つ協議会が解散できるかどうかと、私もわからない。機能不全という言い方をしたが、解散できないものというふうに捉えるならこれくらいの書き方が良い。今後の協議の仕方として、解散もありえますよというぐらいの方向性で発言させていただいた。そうでないと、協議会が自主的に解散するか、市の意向に沿わないから解散命令が出されるのか。それは少し自治の本質に反するかなということで今の方が良いかなということだ。

(委員)

伊賀ではないですが、同じような地方自治法の何条かに基づき設置されたもので、全国では解散しているところもあると思う。だからそういう位置付けかなと思う。

(委員)

自治協の解散ということで、いわゆる機能不全に陥ってしまって、解散せざるをえない状況というのは、全くないということは考えられないと思う。それは交付金の財政的な支援がだんだん減ってくる中で、自治協として運営ができにくい、また、自治協の役員体制、組織をきちっと作っていくのに組織できていけないという状況の中で、最終的にはもう解散を見通しながら、今でも進めていっているところが私はあると思う。そういう意味では、もしも解散をした時には地域振興委員会がその代わりに立って、その地域をきちっと組織していくということになるかと思う。ですから、ここに書かなければ、どこかにその事については書き留めておくか、説明をする時に、そのことをきちっとやはり言うことが大事だと思う。

私どものことを言わせていただくと、センター化して指定管理を受けてやっているが、やはり予算を立てるのに、なかなか予算が立てられにくくなってきている。そういう中で、それぞれの各区の地縁団体に対する支援については、必然的に削らなければならない状況になってきている。各地域の区長さん、自治会長さんにはその旨を了



解いて、各区へ落とす交付金については削っていく。そして自分たちが行うまち作りの事業についても、やはりコロナで2、3年は100%できなかったのも、そういう意味ではそんなに経費は使っていないが、これが、コロナが収束してきた時に、これからどんどんその遅れを取り戻して、いろんな事業をする時には、今のままではなかなかしんどい状況。だからといって、事業を立ち上げてやっていくということも、副会長が言われたように、NPOを立ち上げたり、また、去年、協働組合が設立できるようになったというようなこともあるが、なかなかいっぺんにはそこまでいかないという中で、どうしていったら良いのだろうというのが、多くの自治協の責任者は感じていることだと思う。そのあたりはどこかにそのことについてきちっと明記する、またどこかにそのことを残しておくということを考えていかないと駄目かなと私は思っている。そこは、またこれからの協議の中でもしていただきたいと思います。

(委員)

今、おっしゃっていただいたように、物事は始まりがあれば終わりがあるわけで、そういうことから言うと、あまり個別具体的な形でなくても良いが、やはり設置があれば解散もあってしかるべき。この団体自体が任意団体だから我々のところは、いわゆる自治会は全て認可地縁団体になっている。だからなかなかそれを解散するというのは難しい話だが、そこを骨格にしているが、そこも1つの部として入っていただいている形なので、この任意団体自体がなくなっても、そのまま活動は続いていくわけだが、ただし、本当にこれを続けていくにあたって一番の問題はやはり人。人が本当にいなくなっている。もしなくなった場合は別個の何か委員会というのを作るといふ、残すという規定があったと思うが、なぜ残さなければならないかという話を単純に思う。というのは、やはりこの自治協議会自体が、方向性として、将来的な話だが支所がなくなってきた時の、代替的な役割を担うような感じがどうしてもする。だから、行政との窓口的な役割を持っているのだろう。いろんな形で自治協議会を通じて、いろんなものが入ったり出たりしているわけだが、そういうことを考えると、本当に行政にとってもこの住民自治協議会の存続というものが非常に大事なことだと思う。ただし、現実には、人がいなくなっているのも、自治会も一緒の話だが、どうしても存続しにくくなってきている。その中ではやはりどのような形で決着させていくかという規定がないと、逆に言うと変なものになるかなという気はする。実際には誰もそれをなくしたいと思っていないが、そういう事態に陥る可能性もないとは言えないし、また、いくらいろんなことをさせていただいても、効果として出てこなければ、何かもうやる気がなくなってしまうという方もおられるので、そういったことも含めてだが、我々は続けていくのだと、しかもこれからは身の丈にあった形でしていくのだという形で、縮小していく傾向にはなっていくのだろうと思う。それにしても、続けていくにせよ最終的なところにそういうものが、簡単な形でもあった方がよい。あって規定としてバランスがとれるかなという気はする。

(副会長)

ではそれをどう書くのか。そこが千差万別なので、地縁団体を持っている住民自治協議会の手じまいの仕方はこう。そういう書き方になるのか。

(委員)

骨格だけなので、別に住民自治協議会が無くなっても問題はない。

(副会長)

けれど住民自治協議会の前には自治会が先に構成員がいなくなるだろう。

(委員)

そうではない。

(副会長)

住民自治協議会が先なのか。

(委員)

自治会というか区はもうあるではないか。

(副会長)

資料1の30番でも同じような議論していただいているが、要するに町内会、自治会、区がまずは機能不全に陥るのが先なのではないか。

(委員)

そんなことはない。

(委員)

人が住んでいる限りいわゆる旧の自治会組織は残っている。そこに新しく住民自治協議会というものができてきたのだが、それはメンバー的には変わらない。面子は変わらないが、任意団体としてできている。

(副会長)

そこは個人加入だろう。

(委員)

ただし自由加入なので、入りたい人は入ったら良いという形。我々が言っている認

可地縁団体は法人になってしまっていて法人格を持っている。

(副会長)

認可地縁団体も個人加入だろう。

(委員)

そうだ。それを骨格として一応住民自治協議会はできているが、実態としては住民全ての人が入っているというよりは、入ることができるという規定にしているので、全て入っているわけでもない。また仮に100%入っていたとしても、住民自治協議会が無くなったから、自治会がどうこうなるという話ではないと思う。

(副会長)

これから地域がどんどん人が少なくなっていくということを前提に考えた時に、この住民自治協議会であるとか、あるいは区というものがなくなることを想定した時には、そのあり方は千差万別だろうと思う。だからその時には、結局周りが支援していくしかないのではないかと思う。だからせめて書くのであれば、そこまでかなと思う。自主的に解散してしまうという形で、あとはもう市におまかせということであると、これは市も多分受けられないだろう。

(委員)

任せるというか、別に何か市に任せることはない。我々は任意団体なのだから。ただし、今までのお付き合いを誰が代わりにするかという話が起ってくると思う。

(副会長)

誰もできないだろう。

(委員)

だからその委員会なりを作りなさいということになるのだろうと思う。

(副会長)

それは委員会のやる仕事か。そういうことを用意しておかなければならないことなのか。

(委員)

住民自治協議会のないところについてはそういうものを作りなさいという規定になっていた。地域振興委員会。ということはそういう代替する何かそういうものが必要になってくる。だからこれを残しておく必要がある。なくなった時は、可能性がある

から残しておく必要があるという議論が多分前にあったと思う。

(委員)

自治協の中にはいくつかの組があるので、ただその上の自治協議会がなくなるだけで、他の区というのは残っている。

(委員)

おっしゃるとおりだ。みんなそう思っている。

(副会長)

そしたらそれで住民自治協議会が必要であれば、よその住民自治協議会の中に入るということは考えられないのか。

(委員)

区長会で成立している話だから、ほぼ必要ないのではないか。

(副会長)

必要がないというのは住民自治協議会が必要ないということか。

(委員)

そういう場合はね。住民自治協議会というのが解散してなくなって、例えばどこかの地区の区長会というのが、そのままその中に12区、13区あって、それがもう組織されて比較的機能している。だからもう民主的な手続きができないからどうしようかと言って他の隣接のところに頼むということは私の知っている範囲ではないと思う。

(委員)

ただ、住民自治協議会を通じて申請しなさいとか願い出なさいとか、あるいはそこを対象に何か交付しますとか、そういうものがあるので、それをどう引き継ぐか。

(副会長)

いや、だからそれは多分地域でそういうことを協議する組織がなければ、市も出さないだろう。そのリスクをかぶるかどうかならう。

(委員)

それは行政サービスの面からいうとおかしな話だ。それがなければ行政サービスができないというのは少し変な話になってしまう。

(副会長)

いや、けど、ではそれがなくてもできるのだったらみんなやらないだろう。

(委員)

だから、住民自治協議会がそれほど必要かなという思いもある。そこで何か補完性だと言われて、自分たちのことは自分たちでやりなさいとばかり言われると。

(委員)

副会長が思っているのは、組員が1人もいなくなったケースか。

(副会長)

それも有りうるだろう。

(委員)

墓は残っている。誰が守りをするかということはある。

(副会長)

それが全国的に大変な問題。

(委員)

区が合併するという話も確かにあるのだが、エリアが広がっていくので、運営しづらくなる。広がるので逆にそこに役員が立ちにくくなってしまう。今でも役員が立たない。

(委員)

私は、そもそも市民が読んでわかり易い条例ということを希望してこの審議会に応募した。義務教育を終えた者が目を通して読んで意味がわかる。そういう基本条例にしていだきたいなと考えている。先ほど26条の件があったが、これはやはり具体的にこうして書かれていることに意味があると思う。だから、せっかく組織条例に抜粋してまとめてくれてあるが、全然こういうものを目にしたことがない者が見た時にわかり易い、そういうことをできるだけ目指していただきたい。

(会長)

この審議会の一歩の根本の視点だと思う。ありがとうございます。では、全体を通して、ご意見やご発言ありますでしょうか。

よろしいか。まだまだ第4章の規定のあり方については組織条例をどうするかということも含めて審議を深めていく必要があると思うので、事務局にまた本日いただい

たご意見を踏まえてさらに検討を進めていただき、また提案いただければと思う。

(委員)

すみません。会長に冒頭言いました欠員の補充の件は事務局サイドの方ということ  
でずっと待っていたのだが、それを指示していただきたい。

では私が聞きます。聞きたいこともあるので。どうですか。15人から1人欠員して  
数か月経つが、それを補充してくださいということをお願いした。

(会長)

補充の必要性含めて事務局にご検討いただくということによろしいか。

(委員)

公募委員が欠員したから公募委員でなければならないとか、色々ネットで見た  
がそういうものはないと思う。ただいろんな審議会が伊賀市にはあるので、あり方が  
あるけど、やっぱり欠員を補充している。専決事項で、議会承認を得ているという記  
録があるものもあつたりした。これはもう聞いた話だから証拠建てはできないが、  
人数が欠けたから、例えばどこかの自治協の方が事故にあつたからその人というのも、  
承認を得た上でやっているとか、やっぱり多少15人が14人になつても、いきなり補  
充ということはないかもわからないがというようなことを付け加えた上で、意見とし  
ては、せっかく公募委員が4人出ていて、事前に申し出て休んだ人も、事前に申し出  
ていない人もいるが、いきなり2回目で公募委員の方が欠員したので、それがどうい  
う規定になっているかということ調べてもわからなかったのだが、そのルールを教  
えて欲しかった。というのは、多分今日くらいに情報公開で、公募委員の人数である  
とか補欠の問題とか、公募委員が申し出した時の800字の作文とかそういうものを情  
報公開かけていると思う。そういう問い合わせがあつたので。私がなぜその問い合わ  
せを受けたかという、議事録には第3回目の時に、委員から辞任の申し出があつた  
ので12月にやめてもらうことにしましたということがあるが、私はそれを補欠補充し  
たらどうかということはどこかで言ったはずだが、それが議事録に載っていなかつた  
ので、そのことに対する市民からの問い合わせだつた。それで、それ以上話が進んで  
ないのだつたら、情報公開かけますということだから、多分出ていると思う。そのあ  
たりも踏まえて教えていただけるか。補充について事務局が決めるのか、会長が決  
めるのか、委員の中から意見が出て補充するべきか、するべきではないかということ  
を議論すべきなのかということ。そういうことを市民に聞かれた。

(事務局)

委員おっしゃられていた内容もだが、そもそも審議会の委員の構成は、ご承知のと  
おり15名以内ということになっている。新たに補充するかどうかということは、委員の

皆さんは市から委嘱をさせていただいているので、補充するかどうかということは市サイドで決めるものかなということがあるかと思う。今回については、そういったご意見もあるので、市の中で、一度協議をさせていただきたいとは考えている。

(委員)

私は公募したが、4人だけだったのか。いわゆる次点とかがいたらそういうことを一応諮って承認を得て、認めてやるのかなあとも思っていたのだが。次点の人とかいるのではないか。

(事務局)

次点があったからその方を新たに入れるとか、そういうふうなことは決して決めの中ではあるということではない。するのであれば欠員が生じた部分で、新たに公募委員あるいはこの審議会では、「学識経験を有する者」、「市民からの公募による者」、「住民自治協議会を代表する者」、「この3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者」が委員としてなっているので、この構成の中で15人以内の方で構成していくということになる。14名でも15名以内なので、それは会議としては成り立っているということが大前提だが、必要であるならば、こういった要件の方の中から選ぶかということが市の方で決めて、市民公募であるのであれば、改めて公募をかけるという形になるかなと思う。

(委員)

当局が決めるというふうに聞こえたが、そのあたりもきちっと書いたものがないならここで論議すべきではないか。必要ないという人もいるわけだし。私は必要と思う。

(事務局)

審議会の委員の委嘱については、市で委嘱をするということになっている。当然その方をどのように選ぶかということは、市の方でその選定についてはさせていただいているので、この委員の委員会の中で、ご意見としてこういう形でやればどうかということがあるのであれば、参考に聞かせていただくかなというふうに思うが、あくまで市で決定するということ。

(委員)

私が言ったのがその意見だ。公募委員で、4人枠でせっかく始まったのにやめた人も居るし、休んだ人も結構多いということがちょっと残念だなというふうに思うので、公募委員を補充して欲しいなと思っている。

(会長)

他によろしいか。もし他の委員でご意見がありましたら伺えればと思う。  
では改めまして進行を事務局にお返しします。

**閉 会**

(事務局)

会長ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても慎重にご審議いただき誠にありがとうございました。それでは、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。